

新規化学物質に係る試験並びに優先評価化
学物質及び監視化学物質に係る有害性の調
査の項目等を定める省令

新規化学物質に係る試験並びに優先評価化
学物質及び監視化学物質に係る有害性の調
査の項目等を定める法律（平成二十一年法律第三十
九号）の一部の施行に伴い、及び化学物質の審查
及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法
律第二百七十九号）の規定に基づき、新規化学物質に
係る試験並びに第一種監視化学物質及び第二種監
視化学物質に係る有害性の調査の項目等を定める
省令の全部を改正する省令を次のように定める。

新規化学物質に係る試験並びに第一種監視化
学物質及び第二種監視化学物質に係る有害性の
調査の項目等を定める省令の全部を改正する
省令

新規化学物質に係る試験並びに第一種監視化
学物質及び第二種監視化学物質に係る有害性の
調査の項目等を定める省令（昭和四十九年総理
府・厚生省・通商産業省令第一号）の全部を次
のよう改訂する。

（新規化学物質の判定を行うために必要な試験
の項目等）

第一条 化学物質の審査及び製造等の規制に関する
法律（以下「法」という。）第四条第七項
（法第七条第二項において準用する場合を含む
。）で定める法第四条第一項及び第二項の届出
に係る新規化学物質（当該新規化学物質につい
て第二号イの試験により生成したと認められた
化学物質（元素を含む。以下同じ。）がある場
合には、当該化学物質（以下同じ。）に係る判
定を行うために必要な試験の項目その他の技術
的な事項は、次の各号に掲げる場合の区分に応
じ、当該各号に定める事項とする。

一 届出に係る新規化学物質について既に得ら
れている知見に基づく法第四条第一項に定め
る判定を行う場合 次に掲げる事項

二 物理化学的性状に関する試験についての
知見

口 構造式に関する知見

ハ 示性式に関する知見

二 成分組成に関する知見

ホ 生物に対する挙動に関する知見

ホ その他判定を行うために必要と認められ
る知見

二 法第四条第一項第六号に該当すると判定さ
れた新規化学物質について実施される試験の
一 項目等）

（特定新規化学物質の判定を行うために必要な
試験の項目等）

二 法第四条第七項で定める法第三条第一項
の届出に係る新規化学物質について法第四条第
二項に掲げる試験の試験成績とする。

二 法第四条第一項第六号に該当すると判定さ
れた新規化学物質について実施される試験の
一 項目等）

二 新規化学物質が法第四条第一項第二号ロに該
当するものであるかどうかの判定にあつては、
第一項第二号ニの規定にかかるわらず、動植物の
生息又は生育に支障を及ぼすおそれがあるもの
であるかどうかについては、藻類・生長阻害試
験、ミジンコ急性遊泳阻害試験及び魚類急性毒
性試験の試験成績に基づき判定を行うものとす
る。（特定新規化学物質の判定を行うために必要な
試験の項目等）

（優先評価化学物質に係る試験）

第五条 法第十条第一項に規定する優先評価化
学物質の性状に関する試験であつて厚生労働省
水との間の分配係数測定試験

（監視化学物質に係る有害性の調査）

第七条 法第十四条第一項に規定する厚生労働省
令、経済産業省令、環境省令で定める有害性の
調査は、次のとおりとする。

一 繼続的に摂取される場合には人の健康を損
なうおそれがあるものであるかどうかについて
は、魚介類の体内における化

物質の濃縮度試験又は「一オクタノールと
水との間の分配係数測定試験」

二 繼続的に摂取される場合には高次捕食動
物（法第二条第二項第一号ロ（2）に規定す
る高次捕食動物をいう。第六条において
同じ。）の生息又は生育に支障を及ぼすお
それがあるものであるかどうかについては、
化学物質の慢性毒性試験、生殖能及び後代
に及ぼす影響に関する試験

三 生物の体内に蓄積されやすいものであるか
については、魚介類の体内における化

物質の濃縮度試験又は「一オクタノールと
水との間の分配係数測定試験」

四 他の技術的な事項は、当該新規化学物質に係る
法第四条第一項又は第二項の判定に用いた前条
第一項第一号イから今までに掲げる知見又は同
条第二号イから二まで、同条第二項若しくは同
条第三項に掲げる試験の試験成績とする。
(新規化学物質に係る試験成績)

第三条 新規化学物質について法第二条第五項の
指定を行際の試験の試験成績は、継続的に撰
取される場合には人の健康を損なうおそれがあ
るものに該当しないことが明らかであるかどう
かについては、ほ乳類を用いる二十八日間の反
復投与毒性試験並びに細菌を用いる復帰突然変
異試験及びほ乳類培養細胞を用いる染色体異常
試験による変異原性試験の試験成績又は厚生労
働大臣、経済産業大臣及び環境大臣がこれらと
同等以上のものとして別に定める試験の試験成
績とする。

第四条 法第五条第二項の判定は、届出に係る新
規化学物質について既に得られているその構造
式、示性式、成分組成、物理化学的性状、生物
に対する挙動等に関する知見に基づき行うもの
とする。

第五条 生活環境動植物（法第二条第二項第一号ロ
(2)に規定する生活環境動植物をいう。次
条において同じ。）の生息又は生育に支障をつ
及ぼすおそれがあるものであるかどうかにつ
いては、藻類・生長阻害試験、ミジンコ急性遊
泳阻害試験及び魚類急性毒性試験

（優先評価化学物質に係る有害性の調査）

第六条 法第十条第二項に規定する厚生労働省
令、経済産業省令、環境省令で定める有害性の
調査は、次のとおりとする。

一 繼続的に摂取される場合には人の健康を損
なうおそれがあるものであるかどうかについて
は、化学物質の慢性毒性、生殖能及び後代
に及ぼす影響、催奇形性、変異原性、がん
原性、生体内運命又は薬理学的特性について
の調査

二 繼続的に摂取され、又はこれにさらされる
場合には生活環境動植物の生息又は生育に支
障を及ぼすおそれがあるものであるかどうかにつ
いては、藻類の生長に及ぼす影響、ミジ
ンコの繁殖に及ぼす影響、魚類の初期生活段
階における生息又は生育に及ぼす影響、その他
優先評価化学物質の環境における残留の状況
からみて経済産業大臣及び環境大臣が特に必
要があると認める生活環境動植物の生息又は
生育に及ぼす影響についての調査

三 生物の体内に蓄積されやすいものであるか
については、魚介類の体内における化

物質の濃縮度試験又は「一オクタノールと
水との間の分配係数測定試験」

四 人の健康を損なうおそれがあるものである
かどうかについては、ほ乳類を用いる二十八
日間の反復投与毒性試験及び細菌を用いる
復帰突然変異試験による変異原性試験並びに
染色体異常試験による変異原性試験及び
厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣が
これと同等以上のものとして別に定める試験

五 生活環境動植物（法第二条第二項第一号ロ
(2)に規定する生活環境動植物をいう。次
条において同じ。）の生息又は生育に支障をつ
及ぼすおそれがあるものであるかどうかにつ
いては、藻類・生長阻害試験、ミジンコ急性遊
泳阻害試験及び魚類急性毒性試験

学物質の濃縮度試験又は「一オクタノールと
水との間の分配係数測定試験」

四 人の健康を損なうおそれがあるものである
かどうかについては、魚介類の体内における化

物質の濃縮度試験

ものであるかどうかについては、ほ乳類の生殖能及び後世代に及ぼす影響又は鳥類の繁殖に及ぼす影響についての調査（試験施設等）

第八条 第一条から第五条までの試験は、試験成績の信頼性を確保するために必要な施設、機器、職員等を有し、かつ、適正に運営管理されていると認められる試験施設等において実施されなければならない。

2 前項の規定は、第一条第一項第一号及び第四条第一項の知見を得るために行われた試験並びに第六条及び前条の調査のための試験について準用する。

附 則

この省令は、平成二十三年四月一日から施行する。

附 則 (平成三十一年三月三十日厚生労働省・経済産業省・環境省令第四号)

この省令は、平成三十年四月一日から施行する。